

サンデルが宗教の授業をするとどうなるか―英国宗教科の新展開―

藤原聖子

宗教学は、「考える倫理」教育（特に「市民性教育 citizenship education」）の中等・高等教育での実践）にどのような役割を果たせるのかを具体的に検討する際、イギリスの宗教科は参考になる。初等から中等教育まで公立校でも必修のこの教科は、発端はキリスト教宗派教育だったが、現在では非宗派化し、公民教育に近い内容になっている。特定宗教へのコミットメントが弱い、「無宗教」的なイギリスの子どもたちが、国内外で出会う様々な宗教について学ぶ授業という点でも、グローバル化対応の宗教文化教育に期待がかかる日本に通じるところがある。しかも、二〇〇〇年代末に「共同体団結 community cohesion」を推進することが義務づけられてからは、急速に市民性教育化している。

その市民性教育化の背景にあるのは、多文化主義教育の限界（への認識）である。一九八〇～九〇年代の多文化主義政策の下、宗教教育界も移民・エスニック集団の各宗教を尊重し理解することを目指し、異文化教育的な授業を展開した。ところが、それにもかかわらず、二〇〇〇年代に入ってから国内で暴動やホーム・グロウン・テロが相次ぎ、二〇〇一年には首相が「多文化主義は失敗だった」と宣言するに至った。もとより、共生社会が実現しなかった原因に、教育ほどの程度関与しているかは議論・検証の余地がある。しかし教育省は、それまでの教育を不十分と見て、「共同体団結」の推進を義務づけ、さらに二〇一四年には、移民二世の若者が続々とISに向かうという現象を前に、「英国の価値」を教えることも義務づけた。これと教育現場の危機意識が相俟って、宗教教育の市民性教育的転換をもたらしたのである。互いの宗教文化を理解し認め合うだけでは社会の分断は修復されないのであり、共通の問題を解決するために、社会に主体的に参加し、議論し、協力しあうような実践的教育が必要だと言われるようになった。

日本の現在の市民性教育論では、その中に異文化理解教育や国際理解教育が含まれるとされていることが多い。しかし、イギリスの宗教科での実践を見る限り、市民性教育としての宗教（学）の授業と異文化理解教育としての宗教（学）の授業は必ずしも包摂関係にはない。というのも、基づく理論的枠組が、後者はC・ギアーツ的な解釈学的人類学（N・スマートの宗教現象学の発展形）、前者はM・サンデル的な（コミュニティアンの）政治哲学・道徳哲学、と異なっているためである。

すなわち、授業形態としては、市民性教育型の代表的なものは、①各宗教の信者がイギリス社会で直面する問題を発見し、その解決のために信者を支援する ②宗教を社会的な問題の解決に役立たせる ③社会的・倫理的問題に関し、宗教者・界の意見を入れた討議をシミュレーションする、である。その中で生徒は、信者に積極的に働きかけ、さらに他者の宗教に対し評価を下す（かつての人類学では考えられない）ことがしばしば求められる。授業内容としては、異文化理解教育の段階では避けていた、デリケートなテーマ（「宗教と暴力」など）が積極的にとりあげられるようになる。さらに宗教学的観点からは、宗教観・概念にも大きな変化が見てとれる。目立つのは「公共の福利に役立つ」宗教の側面が強調される傾向だが、より根本的には、異文化理解教育型では宗教者は「信仰を様々な象徴で表現する」人だったのに対し、市民性教育型では「聖典・教会等々の権威を根拠に、自ら適切な倫理的判断を下し、それを行為に移す」人になっている。これは、表現的個人主義（R・ベラー）の時代の後に公共宗教の時代が到来していることを、教室で実演していることになるが、そのようなコミュニティアンの宗教観を公教育が広めることの社会的意味をも反省的に考えつつ、日本での適用・課題例を示すことが役割になるのではないか。